

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 告示  
漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意を求めるため  
届出があつた件 六六三
- 道路の区域を変更する件三件 六六三
- 公告  
都市計画の変更による関係図書の写しの送付を受けた件 六六四
- 落札者を決定した件二件 六六五
- 福島県公安委員会  
道路交通法による指定講習機関としての指定を取り消した件 六六七
- 道路交通法による運転免許取得者教育の認定を取り消した件 六六八
- 道路交通法による指定講習機関として指定した件 六六七

## 告 示

**福島県告示第七百七十二号**  
 漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があつた。この届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年十二月十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 届出事項
  - 1 発起人の住所及び氏名
    - 相馬市尾浜字牛鼻毛六十番地 山口 政明
    - 同 市尾浜字二合田二百七番地 立谷 寛治
    - 同 市磯部字四方柴七百四十六番地 林 健一

- 2 加入区の名称  
相馬加入区
- 3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出の相手方の漁業協同組合の名称  
相馬双葉漁業協同組合
- 二 指定漁船調書の縦覧の期間及び場所
  - 1 縦覧の期間  
平成二十八年十二月十六日から同月三十日まで
  - 2 縦覧の場所  
相馬市尾浜字追川百九十六番地 相馬双葉漁業協同組合

（水産課）

**福島県告示第七百七十三号**  
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十八年十二月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道高陸 田島線	南会津郡下郷町大字湯野上字藪坂山乙一五四 三番一地从先から 同 郡同 町大字湯野上字藪坂山乙一五四 二番四地先まで	変更前	一一・八	五六・〇
		変更後	一三・五 一一・九	五六・〇

（道路計画課）

**福島県告示第七百七十四号**  
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十八年十二月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

公告第三百十六号

公 告

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道高陸 田島線	南会津郡下郷町大字湯 野上字箱本乙一三三〇 番地先から 同 郡同 町大字湯 野上字箱本乙一三一九 番一地先まで	変更前 変更後	四・四〇 一三・八 六・六〇 二一・九	二二六・〇 二二六・〇

(道路計画課)

**福島県告示第七七十五号**  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所平成二十八年十二月十六日から二週間一般の縦覧に供する。  
 平成二十八年十二月十六日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道高陸 田島線	南会津郡下郷町大字湯 野上字藪坂山乙一五三 六番一地先から 同 郡同 町大字湯 野上字川向乙一四九 番一地先まで	変更前 変更後	五・六〇 一九・二 七・三〇 四〇・〇	二二二・〇 二二二・〇

(道路計画課)

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、会津若松市から会津都市計画道路の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。  
 平成二十八年十二月十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する図書
  - 二 縦覧場所
- 総括図、計画図及び計画書の写し  
 福島県土木部都市計画課及び福島県会津若松建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

**公告第317号**

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成28年12月16日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
N a I ( T 1 ) シンチレーション式測定装置及び電離箱式測定装置 10式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成28年11月18日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
- 5 落札金額  
36,936,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成28年10月7日

(入札用度課)

**公告第318号**

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成28年12月16日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
防毒マスク及び吸収缶 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成28年11月18日
- 4 落札者の氏名及び住所  
東洋安全防災株式会社 福島県いわき市平塩字風内73番地の2
- 5 落札金額  
23,208,120円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成28年10月7日

(入札用度課)

**福島県公安委員会告示第66号**

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の11第1項の規定により、指定講習機関に係る指定を次のとおり取り消した。

平成28年12月16日

福島県公安委員会委員長 洪 佐 克 之

- 1 指定を取り消された者の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに指定講習機関の業務を行っていた事務所の名称及び所在地  
名称 第一総合ホールディングス株式会社  
住所 喜多方市字大谷地8014番地2  
代表者の氏名 五十嵐雄一  
事務所の名称 第一自動車教習所  
事務所の所在地 喜多方市松山町大飯坂字切添2413番地
- 2 指定を取り消した特定講習の種別  
普通免許、二輪免許及び原付免許に係る初心運転者講習
- 3 指定取消年月日  
平成28年6月13日

（運転免許課）

**福島県公安委員会告示第67号**

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第5項の規定により、運転免許取得者教育の認定を次のとおり取り消した。

平成28年12月16日

福島県公安委員会委員長 洪 佐 克 之

- 1 認定を取り消された者の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに運転免許取得者教育の業務を行っていた施設の名称及び所在地  
名称 第一総合ホールディングス株式会社  
住所 喜多方市字大谷地8014番地2  
代表者の氏名 五十嵐雄一

- 施設の名称 第一自動車教習所  
施設の所在地 喜多方市松山町大飯坂字切添2413番地
- 2 認定を取り消した運転免許取得者教育の課程の区分及び名称
- (1) 運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第1条第1号に掲げる課程 自動車運転上達コース
- (2) 規則第1条第2号に掲げる課程 二輪ライダーコース
- (3) 規則第1条第4号に掲げる課程 シルバーコース
- (4) 規則第1条第5号に掲げる課程 雪道、山道等運転上達コース
- (5) 規則第1条第8号に掲げる課程 ベテランドライバーコース
- 3 認定取消年月日  
平成28年6月13日

(運転免許課)

### 福島県公安委員会告示第68号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定により、指定講習機関として次のとおり指定した。

平成28年12月16日

福島県公安委員会委員長 洪 佐 克 之

- 1 指定講習機関として指定した者の名称及び住所並びに代表者の氏名並びにその者が  
特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地
- 名称 有限会社福島自動車学校  
住所 福島市町庭坂字原中2番地の51  
代表者の氏名 石原裕人  
事務所の名称 福島自動車学校  
事務所の所在地 福島市町庭坂字原中2番地の51
- 2 特定講習の種別  
取消処分者講習
- 3 指定年月日  
平成28年12月1日

(運転免許課)